

①監査を担当する主たる担当部局の名称

機関名	担当部局名
内閣官房	内閣総務官室
行政改革推進本部	行政改革推進調整担当
内閣法制局	長官総務室
人事院	総務課広報情報室
内閣府	大臣官房総務課
宮内庁	長官官房秘書課調査企画室
公正取引委員会	官房総務課
国家公安委員会	警察庁長官官房国家公安委員会会務官
警察庁	警察庁長官官房総務課
金融庁	総務企画局 政策課 情報公開・個人情報保護室
総務省	大臣官房政策評価広報課
公害等調整委員会	公害等調整委員会事務局総務課企画法規
消防庁	消防庁総務課
法務省	法務省大臣官房秘書課個人情報保護係
公安審査委員会	公安審査委員会事務局
公安調査庁	公安調査庁総務部総務課審理室
検察庁	監察室
外務省	大臣官房総務課情報公開室
財務省	大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室
国税庁	国税庁長官官房監督評価官室
文部科学省	大臣官房総務課情報公開・個人情報保護室
文化庁	文化庁長官官房政策課
厚生労働省	大臣官房総務課情報公開文書室
中央労働委員会	中央労働委員会事務局総務課
社会保険庁	総務部サービス推進課社会保険指導室
農林水産省	農林水産省大臣官房情報課
林野庁	林政部林政課(主担当:農林水産省大臣官房情報課)
水産庁	水産庁漁政課(主担当:農林水産省大臣官房情報課)
経済産業省	大臣官房情報システム厚生課個人情報保護室
資源エネルギー庁	大臣官房情報システム厚生課個人情報保護室
特許庁	総務部秘書課情報公開推進室
中小企業庁	大臣官房情報システム厚生課個人情報保護室
国土交通省	総合政策局情報管理部
船員労働委員会	船員労働委員会事務局
気象庁	総務部
海上保安庁	海上保安庁監察官事務室
海難審判庁	高等海難審判庁総務課
環境省	大臣官房総務課情報公開閲覧室
防衛省	監査責任者は、所属する機関(部隊)における保有個人情報の管理に係る事務を統括管理等する機関保護管理者単位で指定することとしている。
防衛施設庁	防衛施設庁総務部行政評価官
会計検査院	事務総長官房総務課及び事務総長官房上席情報処理調査官

②監査を実施していない理由

機関名	監査を実施していない理由
内閣官房	監査の実施方法等の検討を進めているが、現在内部調査中のため。
行政改革推進本部	行政改革推進本部は昨年新しく設置された組織であり設置後間もないことから、必要に応じて監査については来年度以降の実施を検討しているため。

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)		
						全部	一部	
法務省	被収容者身分帳簿【6ファイル 10回】	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○	
	被収容者身分帳簿【2回】	マニュアル処理	刑事訴訟法279条	裁判所	無		○	
	被収容者身分帳簿【2ファイル, 3回】	マニュアル処理	民事訴訟法186条	裁判所	無		○	
	診療録【10ファイル 97回】	マニュアル処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○	
	診療録	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○	
	日本人出帰国記録マスタファイル	電算処理		弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
				非訴訟事件手続法163条第3項、民事訴訟法第189条第3項	検察庁	無		○
				民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、家事審判規則第7条2、少年法第16条第2項	裁判所	無		○
				少年院法第13条第2項	少年院	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	日本人出帰国記録マスタファイル	電算処理	犯罪者予防更正法第57条第1項、執行猶予者保護観察法第13条第1項	中央更正保護審査会、地方更正保護委員会、保護観察所	無		○
			関税法第105条の2	税関	無		○
			所得税法第235条第2項・法人税法第156条の2	国税庁・税務署	無		○
			相続税法第60条の2・消費税法第63条・証券取引法第210条第2項	国税局	無		○
			証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	都道府県税事務所・市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県税事務所・市区町村	無		○
	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法163条第3項、民事訴訟法第189条第3項	検察庁	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、家事審判規則第7条2、少年法第16条第2項	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			犯罪者予防更正法第57条第1項、執行猶予者保護観察法第13条第1項	中央更生保護審査会、地方更生保護委員会、保護観察所	無		○
			関税法第105条の2	税関	無		○
			所得税法第235条第2項・法人税法第156条の2	税関	無		○
			相続税法第60条の2・消費税法第63条・証券取引法第210条第2項	国税局	無		○
			証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	都道府県税事務所・市区町村	無		○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県税事務所・市区町村	無		○			

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人登録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法163条第3項、民事訴訟法第189条第3項	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、家事審判規則第7条2、少年法第16条第2項	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			犯罪者予防更正法第57条第1項、執行猶予者保護観察法第13条第1項	中央更生保護審査会、地方更生保護委員会、保護観察所	無		○
			関税法第105条の2	税関	無		○
			所得税法第235条第2項・法人税法第156条の2	税関	無		○
			相続税法第60条の2・消費税法第63条・証券取引法第210条第2項	国税局	無		○
証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○			

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人登録マスタファイル	電算処理	地方税法第20条の11	都道府県税事務所・市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県税事務所・市区町村	無		○
外務省	在留届ファイル	電算処理	国税徴収法第146条の2	都道府県、国税局	無		○
		電算処理	家事審判規則第8条及び同第9条	家庭裁判所	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	家事審判規則第8条	家庭裁判所	無		○
		電算処理	所得税法第235条	国税局	無		○
		電算処理	関税法105条の2	税関	無		○
		電算処理	出入国管理及び難民認定法第28条第2項	入国管理局	無		○
国税庁	個人課税台帳【524ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
国税庁	青色決算書・収支内訳書【524ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	無	○	
	相続税決議書(一般)【364ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	
	相続税決議書(納税猶予)【70ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	
	支払決議書【524ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	
厚生労働省	旧陸海軍等人事関係資料	電算処理	弁護士法第23条の2第2項、家事審判規則第8条	家庭裁判所、弁護士会	無		○
社会保険庁	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年喪失被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年任継第四種被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
社会保険庁	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保給付ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	年金受給権者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	健保厚年任継第四種被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	健保給付ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
社会保険庁	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
農林水産省	米穀の出荷及び販売事業者の届出受理簿	電算処理	災害対策基本法第4条	都道府県	無	○	
特許庁	産業財産権登録ファイル	電算処理	法人税法第156条の2、所得税法第235条第1項、第2項、地方税法第72条の68第6項、国税徴収法第141条	税務署、地方公共団体、社会保険事務所	無		○
国土交通省	一級建築士登録マスターファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無	○	
	自動車損害賠償保障事業システムファイル	電算処理	民事訴訟法第186条、生活保護法第29条	地方裁判所、福祉事務所	無		○
	海技士免許原簿ファイル	電算処理	海難審判法第32条第1項第4号、関税法第105条の2	海難審判庁、税関	無		○
	小型船舶操縦士免許原簿ファイル	電算処理	海難審判法第32条第1項第4号、関税法第105条の2	海難審判庁、税関	無		○
	締約国資格受有者承認原簿ファイル	電算処理	海難審判法第32条第1項第4号、関税法第105条の2	海難審判庁、税関	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
国土交通省	船員原簿ファイル	電算処理	関税法第105条の2	税関	無	○	

(注)1 利用・提供先において、公表することにより、提供先の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとしているものについては、その個人情報ファイルの名称等について、本票から除いている。

2. 個人情報ファイルの名称欄の【 】は、複数の地方支分部局等がファイル名・利用目的・記録項目が同一のファイルを提供しているときにそのファイル数を、また、同一ファイルを同一機関に複数回提供している場合はその回数をそれぞれ記載している。

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
宮内庁	通行証ファイル	電算処理	3号	皇居内・赤坂御用地内に入門可能な商工業者、公共団体等の職員であることを周知させるため。	皇宮警察本部	有	○	
	平成18年園遊会(春)招待者名簿	マニュアル処理	1号	報道機関への取材の便宜のため。	報道機関	有	○	
			3号	皇宮警察本部において、入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
	平成18年園遊会(秋)招待者名簿	マニュアル処理	1号	報道機関への取材の便宜のため。	報道機関	有	○	
			3号	皇宮警察本部において、入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
	平成18年春の勲章・褒章拝謁者名簿	マニュアル処理	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
			4号	皇室の活動を広く紹介するため。	報道機関	有	○	
	平成18年秋の勲章・褒章拝謁者名簿	マニュアル処理	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
			4号	皇室の活動を広く紹介するため。	報道機関	有	○	
	公正取引委員会	消費者モニター名簿(平成18年度)	電算処理	1号	希望者に試買検査会等の開催案内を送付するため。	社団法人全国公正取引協議会連合会、公正取引協議会	無	
警察庁	運転免許管理ファイル	電算処理	2号	効果的な運転者教育に関する調査研究、運転免許等に関わる施策の効果評価等の実施のため。	科学警察研究所	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
警察庁	運転免許管理ファイル	電算処理	3号	恩赦の調査及び実施に関する事務のため。	法務省	無		○
		電算処理	4号	事業用自動車による交通事故抑止対策として有効な施策に係る調査研究のため。	自動車安全運転センター	無		○
総務省	恩給受給者データベース	電算処理	3号	戦没者の遺族等に対する特別弔慰金支給法に基づく事務のため。	厚生労働省社会・援護局	有		○
	総合無線局管理ファイル	電算処理	4号	無線局監理(定期検査事務)を円滑に実施するため。	(社)全国船舶無線工事協会東海支部 (社)東海自動車無線協会 (社)全国陸上無線協会東海支部	有		○
法務省	旧司法試験第二次試験ファイル	電算処理	4号	教育効果の検証及び教育改善のため。	私立大学	無		○
	司法試験ファイル	電算処理	4号	教育効果の検証及び教育改善のため。	私立法科大学院	無		○
	被収容者データファイル【12回】	電算処理	3号	警察法第2条第1項の規定により警察の責務とされる犯罪の捜査に有効に活用されるものと認められるため。	警察庁	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 ②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被収容者身分帳簿【17ファイル 3回】	マニュアル処理	3号	収容状況確認のため、人権救済事務処理のため。	大使館	無		○
	被収容者身分帳簿【25ファイル 3915回】	マニュアル処理	3号	・被害者等に対する受刑者の釈放に関する通知のため。 ・刑の執行終了等の場合における検察官に対する通報のため。 ・被収容者が死亡した場合における通報のため。 ・仮出所等の通知のため。	検察庁	無		○
	被収容者身分帳簿【32ファイル 141回】	マニュアル処理	3号	子供を対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等に関する情報提供のため。	警察署	無		○
	被収容者身分帳簿【43ファイル 8932回】	マニュアル処理	3号	仮釈放の事務のため。	地方更生保護委員会・保護観察所	無		○
	被収容者身分帳簿【54ファイル 9943回】	マニュアル処理	3号	・国民健康保険事務処理のため。 ・刑の執行終了等の場合における通報のため。	市区町村	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	根拠規定 (法8条2項 各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿	マニュアル 処理	2号	民事訴訟上必要なため。	地方法務局	無		○
	被收容者身分帳簿	マニュアル 処理	2号	不服申立調査のため。	人権擁護委員会	無		○
	被收容者身分帳簿 【2ファイル 3回】	マニュアル 処理	3号	收容者が保護者となっている児童について児童福祉施設利用に係る費用徴収額認定資料のため。	児童相談所	無		○
	被收容者身分帳簿 【2ファイル 4回】	マニュアル 処理	3号	生活保護受給者の所在確認のため。	社会福祉事務所	無		○
	被收容者身分帳簿	マニュアル 処理	3号	税徴収に係る所在確認のため。	国税局	無		○
	被收容者身分帳簿	マニュアル 処理	3号	国の債権の管理上債務者確認のため。	国土交通局	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	分類調査原簿	マニュアル処理	2号	仮釈放に係る事務のため。	更生保護委員会, 保護観察所	無		○
	少年簿【2回】	マニュアル処理	3号	国民健康保険事務処理のため。	市区町村	無		○
	個別的処遇計画表【2ファイル 2回】	マニュアル処理	2号	仮退院に係る事務のため。	更生保護委員会, 保護観察所	無	○	
	診療録【12回】	マニュアル処理	4号	個人の病状照会への回答のため。	医療機関	無		○
	日本人出帰国記録マスターファイル	電算処理	3号	「旅券番号」の提供。旅券発給業務について、旅券の二重発給を防止するため。	外務省	有		○
			3号	適正な税の適用に必須であるため。	国税庁	無		○
			3号	適正な生活保護の適用に必須であるため。	社会福祉事務所	無		○
外国人出入国記録マスターファイル	電算処理	3号	適正な税の適用に必須であるため。	国税庁	無		○	
		3号	適正な生活保護の適用に必須であるため。	社会福祉事務所	無		○	
外務省	在日外国報道関係者ファイル	マニュアル処理	4号	日本新聞協会から情報の提供が受けられることは、在日報道関係者本人の利益になると判断されたため。	社団法人日本新聞協会	無		○
	在日外国報道関係者ファイル	マニュアル処理	4号	関西国際放送センターから情報の提供が受けられることは、明らかに在日報道関係者本人の利益になると判断されたため。	関西国際放送センター	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
外務省	在日外国報道関係者ファイル	マニュアル処理	4号	衆議院警務部調整課記章係が自ら情報を収集することが困難であり、同系の業務遂行上当該情報が必要不可欠であったため。	衆議院	無		○
		マニュアル処理	3号	経済産業省広報室の所掌事務に必要なであると判断されたため。	経済産業省	無		○
外務省	在日外国報道関係者ファイル	マニュアル処理	3号	警視庁広報課の所掌事務に必要なであると判断されたため。	警視庁	無		○
	大規模レセプション被招待(者)候補及び生け花カレンダー被送付(候補)者リスト	電算処理	2号	外務本省において業務上当該情報が必要不可欠であったため。	外務本省	無		○
国税庁	源泉徴収義務者ファイル【524ファイル】	電算処理	3号	職種別民間給与実態調査の事業所別台帳を作成しており、当該作業に必要な基礎データを提供。	人事院	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
厚生労働省	職業訓練受講指示システム	電算処理	3号	職業訓練受講指示に係る審査に必要なため。	(独)雇用・能力開発機構、都道府県立技術専門学校、(財)介護労働安定センター	有		○
	第一種特別加入者マスター	電算処理	2号	監督署において、労災補償を行うための特別加入の承認の有無及び基礎日額の確認のため。	労働基準監督署	有		○
	第二種特別加入者マスター	電算処理	2号	監督署において、労災補償を行うための特別加入の承認の有無及び基礎日額の確認のため。	労働基準監督署	有		○
	外国人求職情報システム	電算処理	1号	本人の同意を得た上、当該求人企業に提供。	システム利用登録企業	有		○
	求職公開登録者ファイル	電算処理	1号	本人の同意を得た上、当該求人企業に提供。	システム利用登録企業	有		○
	求職台帳【16回】	電算処理	4号	厚生労働省委託事業の実施のため。	財団法人雇用情報センター	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
厚生労働省	雇用保険支給台帳【12回】	電算処理	3号	社会保険庁において、厚生年金保険法附則第7条の四に基づき雇用保険の基本手当の受給状況を照合することにより年金の支給の停止の有無を判断するため。	社会保険庁	有		○
	高年齢雇用継続台帳【12回】	電算処理	3号	社会保険庁において、厚生年金保険法附則第7条の五に基づき高年齢継続給付の受給状況を照合することにより年金の支給の停止の有無を判断するため。	社会保険庁	有		○
	障害者雇用報告業務ファイル	電算処理	3号	障害者の雇用の促進等に関する法律第53条業務(障害者雇用納付金の徴収)を実施する際、障害者雇用状況報告業務ファイルの情報が不可欠であるため。	(独)高齢・障害者雇用支援機構	有	○	
	診療録及び診療諸記録ファイル	電算処理	4号	医療学会等発表のため。	医師	無		○
	労働者災害補償保険年金受給者ファイル	電算処理	4号	本人は提供先より援護金の贈与を受けられることから、明らかに本人の利益になるため。	(財)藤田建設労務援護会	有		○
社会保険庁	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
		電算処理	4号	生活習慣病予防健診における受給資格の確認のため。	(財)社会保険健康事業財団	有		○
	健康保険喪失被保険者ファイル		4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
		電算処理	4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を円滑に行うため。	企業年金連合会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	(独)福祉医療機構	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
厚生労働省	雇用保険支給台帳【12回】	電算処理	3号	社会保険庁において、厚生年金保険法附則第7条の四に基づき雇用保険の基本手当の受給状況を照合することにより年金の支給の停止の有無を判断するため。	社会保険庁	有		○
	高年齢雇用継続台帳【12回】	電算処理	3号	社会保険庁において、厚生年金保険法附則第7条の五に基づき高年齢継続給付の受給状況を照合することにより年金の支給の停止の有無を判断するため。	社会保険庁	有		○
	障害者雇用報告業務ファイル	電算処理	3号	障害者の雇用の促進等に関する法律第53条業務(障害者雇用納付金の徴収)を実施する際、障害者雇用状況報告業務ファイルの情報が不可欠であるため。	(独)高齢・障害者雇用支援機構	有	○	
	診療録及び診療諸記録ファイル	電算処理	4号	医療学会等発表のため。	医師	無		○
	労働者災害補償保険年金受給者ファイル	電算処理	4号	本人は提供先より援護金の贈与を受けられることから、明らかに本人の利益になるため。	(財)藤田建設労務援護会	有		○
社会保険庁	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
		電算処理	4号	生活習慣病予防健診における受給資格の確認のため。	(財)社会保険健康事業財団	有		○
	健康保険喪失被保険者ファイル		4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
		電算処理	4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を円滑に行うため。	企業年金連合会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	(独)福祉医療機構	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
社会保険庁	年金受給権者ファイル	電算処理	4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を円滑に行うため。	企業年金連合会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	沖縄振興開発金融公庫	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	国民生活金融公庫	有		○
			3号	退職者医療制度対象者の適正な適用のため。	厚生労働省保険局	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	(独)福祉医療機構	有		○
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	4号	基礎年金番号の確認のため。	国家公務員共済組合連合会	有		○
			4号	基礎年金番号の確認のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○
		電算処理	3号	基礎年金番号の確認のため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		○
			4号	基礎年金番号の確認のため。	農林漁業団体職員共済組合	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
社会保険庁	雇用情報ファイル	電算処理	4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	国家公務員共済組合連合会	有		○
			4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○
			3号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		○
			4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	農林漁業団体職員共済組合	有		○
	介護保険情報ファイル	電算処理	4号	特別徴収対象者の確定のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○
農林水産省	米穀の出荷及び販売事業者の届出受理簿【2ファイル】	電算処理	3号	JAS法に基づく表示研修会の受講者名簿作成のため。	都道府県	無	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
資源エネルギー庁	自家用電気工作物データベース 【9ファイル 2回】	電算処理	2号	電力需要調査のため。	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課	無	○	
	自家用電気工作物データベース	電算処理	3号	都道府県からの要請に基づく提供(自家用電気工作物の工事に係る変圧器の輸送途中における絶縁油漏洩事故について、注意喚起文書の発送先として利用)。	都道府県	無		○
	PCB(ポリ塩化ビフェニル)含有電気工作物管理データベース	電算処理	3号	自治体からの要請に基づき、内規(平成17・02・14原院第4号)に従って提供。	都道府県、市町村	有		○
国土交通省	二輪自動車検査ファイル	電算処理	3号	徴税事務のため。	地方自治体	有	○	
	二輪自動車検査ファイル	電算処理	4号	統計のため。	(財)自動車検査登録情報協会	有	○	
	船舶原簿	電算処理	3号	固定資産税の税額決定等のため。	総務省自治税務局固定資産税課	有		○
海上保安庁	人身事故調査票ファイル	電算処理	4号	統計調査のため。	(財)日本海洋レジャー安全・振興協会	有		○

(注) 利用・提供先において、公表することにより、提供先の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとしているものについては、その個人情報ファイルの名称等について、本票から除いている。

【開示請求の状況(処理の状況)】

① (次年度に処理を持ち越した事案のうち)延長手続を採っていない事案で30日を超過しているもの

機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に決定されなかった理由	備考
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.31	H19.3.2	29	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。	H19.4.11
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.26	H19.3.27	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。	H19.4.17
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.8	H19.3.10	21	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。	到着し次第、開示決定の予定
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.19	H19.3.21	10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。	H19.4.3
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.20	H19.3.22	9	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。	到着し次第、開示決定の予定
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.20	H19.3.22	9	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。	H19.4.20
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.28	H19.3.30	1	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。	H19.4.9
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.28	H19.3.30	1	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。	H19.4.9
国土交通省	行政文書の作成理由に関する開示請求	H18.9.27	H18.10.27	155	地震や台風等の災害対応業務が多忙を極めている事に加え、対象となる行政文書の特定に時間を要しているため。	

② (次年度に処理を持ち越した事案のうち)延長手続を採っている事案で、延長した期限を過ぎているもの

機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	期限までに決定されなかった理由	備考
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.26	H19.3.27	4	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため	H19.4.17

【開示請求の状況(開示決定等の状況)】

③(今年度に行った開示決定等のうち、延長手続を採らなかった事案に係るもので)30日以内に決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	H17.10.19	H18.5.8	H18.6.2	25	補正期間を明示せずに補正を求めていたところ、開示請求者が転居先不明となり、補正に応じないことが明らかになった日の特定の判断が遅れたため。
	日本人出帰国記録マスタファイル	H18.7.31	H18.9.1	H18.9.4	3	補正期間の計算を誤ったため。
外務省	請求者本人が、1991年から2001年末までに、中華人民共和国により、何らかの不品行を指摘を受け、国家的な批判を受けたことが有るか否か分かるもの。	H18.12.11	H19.1.10	H19.3.19	68	2006年10月の安倍総理訪中以後2007年4月の温家宝総理訪日に至るまで、計4回の首脳会談、計5回の外相会談をはじめ様々なレベルで日中間の対話・交流が頻繁に展開され、担当課において、開示請求以外の他の事務が著しく繁忙であったため。
国税庁	所得税確定申告書に係る保有個人情報開示請求	H18.7.14	H18.8.14	H18.8.23	9	決定通知の発送に当たって、開示請求者から「来署して是非とも受け取りたい」旨の強い申し出があったことから、署においては決定期限の説明を十分に行った上で、開示請求者の意思を尊重し、やむなく保有していたものである。 その後、開示請求者が来署しなかった(署に連絡がなく転居していたことが判明。第三者に通知が届くことを懸念し、新しい住所を確認した)ため、結果的に未通知の状況で決定期限を徒過してしまった。
	個人事業の開廃業届出書に係る保有個人情報開示請求	H18.8.4	H18.9.4	H18.9.5	1	決定通知の発送に当たって、開示請求者から「来署して是非とも受け取りたい」旨の強い申し出があったことから、署においては決定期限の説明を十分に行った上で、開示請求者の意思を尊重し、やむなく保有していたものである。 その後、開示請求者が来署しなかったため、結果的に未通知の状況で決定期限を徒過してしまった。
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H18.1.27	H18.2.26	H18.4.20	53	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.2.17	H18.3.19	H18.4.3	15	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.2.28	H18.3.30	H18.4.14	15	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H18.3.9	H18.4.8	H18.6.1	54	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.3.22	H18.4.21	H18.4.27	6	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.3.22	H18.4.21	H18.5.9	18	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.3.29	H18.4.28	H18.5.19	21	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.4.3	H18.5.3	H18.5.16	13	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.4.11	H18.5.11	H18.5.26	15	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.4.14	H18.5.13	H18.5.17	4	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.4.14	H18.5.13	H18.8.7	86	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.5.24	H18.6.23	H18.7.11	18	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.6	H18.7.6	H18.7.10	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.6	H18.7.6	H18.7.10	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.8	H18.7.8	H18.8.14	37	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。	

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.9	H18.7.9	H18.7.20	11	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.15	H18.7.15	H18.7.20	5	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.23	H18.7.23	H18.9.28	67	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.23	H18.7.23	H18.10.20	89	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.26	H18.7.25	H18.8.7	13	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.26	H18.7.25	H18.8.7	13	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.7.12	H18.8.11	H18.8.31	21	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.7.12	H18.8.11	H18.8.31	21	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.7.14	H18.8.13	H18.11.20	99	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.8.2	H18.9.1	H18.9.6	5	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.8.18	H18.9.17	H18.10.26	39	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
診療報酬明細書等の開示請求	H18.8.22	H18.9.21	H18.11.22	62	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。	

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H18.8.29	H18.9.28	H18.10.20	22	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.9.12	H18.10.12	H18.10.20	8	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.9.20	H18.10.10	H18.11.2	23	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.10.13	H18.11.12	H18.11.14	2	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.10.4	H18.11.3	H18.12.25	52	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.11.9	H18.12.8	H18.12.18	10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.11.9	H18.12.8	H18.12.18	10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.11.9	H18.12.8	H18.12.18	10	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.11.9	H18.12.8	H18.12.18	10	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.11.22	H18.12.22	H18.12.26	4	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.12.1	H18.12.31	H19.1.16	16	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.12.15	H19.1.14	H19.1.16	2	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.5	H19.2.4	H19.2.6	2	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.11	H19.2.10	H19.2.14	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.11	H19.2.10	H19.2.14	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.22	H19.2.20	H19.3.6	14	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.23	H19.2.22	H19.3.30	36	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.5	H19.3.7	H19.3.14	7	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.22	H19.3.24	H19.3.30	6	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。

④(今年度に行った開示決定等のうち、延長手続を採った事案に係るもので)延長した期限までに決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	期限までに決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等開示請求	H18.6.27	H18.8.26	H18.9.11	16	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等開示請求	H18.7.7	H18.8.6	H18.9.7	32	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等開示請求	H18.10.17	H18.12.18	H19.1.31	44	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等開示請求	H18.11.22	H19.1.22	H19.1.31	9	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等開示請求	H18.12.6	H19.2.5	H19.2.28	23	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑤(今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が)90日超のもの

機関名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
法務省	旧司法試験第二次試験ファイル	H18.8.4	H19.3.26	234	本件は、先例がなく、不開示条項該当性の解釈について慎重な検討を加える必要があり、かつ、他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。
	本人に係る特定刑事施設における検査等に係る診療録等の不開示決定(適用除外)に関する件	H17.11.29	H18.4.25	147	他に多数の不服申立て案件を審査中であり、当該案件に係る審査事務、情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行して行っていたため。
	平成17年10月25日に開示請求者が行った在留資格変更許可申請に係る入管当局の作成した意見書及びその判断となった書類一式	H18.5.1	H18.10.3	156	類似案件(審査請求)の状況をうかがっていたため。
厚生労働省	離職票補正願	H17.9.6	H18.8.1	329	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく多忙であるため。
	求職票	H18.1.16	H18.4.19	93	事案が複雑であり、検討に時間を要したため。
	職業安定局総務課首席職業指導官室保有文書	H17.11.4	H18.4.19	166	不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく多忙であるため。
	請求人の申告に係る申告処理台帳	H18.3.14	H18.11.7	238	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査及び開示・不開示の検討に時間を要したため。
	請求人の申告に係る行政指導文書	H18.2.21	H18.11.7	259	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査及び開示・不開示の検討に時間を要したため。
	請求人の申告に係る関係書類中、労働時間の集計表ほか会社が提出した書類一切	H17.12.9	H18.11.7	333	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査及び開示・不開示の検討に時間を要したため。
	請求人の申告に係る申告処理台帳、聴取書、行政指導文書及び指導に対する報告書	H18.2.7	H18.11.7	273	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査及び開示・不開示の検討に時間を要したため。
	請求人の申告に係る申告処理台帳等	H18.2.16	H18.11.7	264	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査及び開示・不開示の検討に時間を要したため。

機関名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	事業所提出の請求人に係るタイムカード及び運転日誌	H18.1.26	H18.8.7	193	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	東京労災病院提出の意見書及び添付資料	H17.8.24	H18.9.8	380	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
国土交通省	自動車の変更登録等に係る申請書及び添付書類等の不開示決定	H17.10.17	H19.1.15	455	複数の組織に関する文書の不存在に対する事案であったため、各組織において当該文書の探索などの事実関係の確認に時間を要したため。
	再審査請求書に関連する文書等の不開示決定	H18.3.23	H18.12.26	278	所管の業務が繁忙であった事に加えて、事案の内容について慎重に検討を行う必要があり、事務処理の手続きが遅れたため。
	請求人が申告した苦情等に関する情報の不開示決定	H18.8.21	H19.2.23	186	弁明書・反論書等の行政不服審査法に基づく手続に時間を要したため。

⑥(調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が)90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
法務省	平成18年度に実施された新司法試験における申請人の労働法の答案及びその採点を示す文書	H18.12.5	116	本件は、先例がなく、不開示条項該当性の解釈について慎重な検討を加える必要があり、かつ、他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情	備考
法務省	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかつたため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかつたため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかつたため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかつたため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかつたため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかつたため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかつたため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかつたため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.8	113	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかつたため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.8	113	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかつたため。	
厚生労働省	雇用保険離職証明書 (渋谷職業安定所)	H18.2.9	415	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく多忙であるため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情	備考
厚生労働省	申告内容及び処理経過 (横浜職安)	H18.3.14	382	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、各事案を個別に判断し一件当たりの処理に時間を要するため。また、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	申告内容及び処理経過	H18.3.9	387	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、各事案を個別に判断し一件当たりの処理に時間を要するため。また、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	広島労働局に申請した助言・指導処理票	H18.8.7	236	国会業務、法改正に係る業務が度重なり、所管業務が著しく多忙であったため。	
	飯塚労基署労働相談コーナーにおける相談 内容が記載された労働相談票	H18.7.7	267	国会業務、法改正に係る業務が度重なり、所管業務が著しく多忙であったため。	
	助言・指導処理票	H17.10.18	529	国会業務、法改正に係る業務が度重なり、所管業務が著しく多忙であったため。	
	労働者死傷病報告	H18.11.21	130	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと。	
	災害調査復命書及び添付資料	H18.11.21	130	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと。	
	労働者死傷病報告	H18.2.23	401	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと。	
	災害調査復命書及び関係書類	H18.2.22	402	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと。	
	請求人の申告に係る申告処理台帳及び監督復 命書	H18.8.7	236	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査及び開示・不開示の検討に時間を要しているため。	
	請求人の申告に係る書類一切	H18.6.20	284	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査及び開示・不開示の検討に時間を要しているため。	
	労災不支給に係る審査決定書資料のうち乙1 ～38号証及び丙1～6号証	H18.12.19	102	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	労災不支給決定に係る同僚からの聴き取り内容、専門医意見書及び調査復命書	H18.9.27	185	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	労災(療養)不支給に係る調査復命書、調査票及び請求人申立書、賃金台帳、出勤簿、欠勤簿(名古屋北労基署)	H18.9.13	199	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	
	労災不支給決定に係る調査復命書及び主治医、協力医意見書(都城労基署)	H18.9.1	211	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	
	労災保険決定に係る調査復命書(青梅労基署収集の意見書、カルテ、聴取書、精神部会意見書等決定に係る資料)	H18.8.14	229	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	
	渋谷労基署での障害等級決定調査復命書及び添付書類(医師診察結果・意見書含む)	H18.7.24	250	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	
	渋谷労基署での労災給付調査に係る主治医意見書及び診断書	H18.7.24	250	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	刈谷労基署に請求した休業補償給付に関する調査結果復命書及び調査票	H18.7.14	260	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	
	労災不支給決定実地調査復命書、事業所提出資料(半田労基署)	H18.7.10	264	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	
	決定書(大基審17-126)記載の乙1~38号証、丙1~7号証	H18.6.12	292	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情	備考
厚生労働省	労災不支給決定に係る調査復命書	H18.6.5	299	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	
	労災遺族補償及び葬祭料請求に関し不支給決定とした調査復命書、添付書類	H18.5.26	309	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	
	障害等級決定に係る医師意見書及び調査復命書等	H18.4.17	348	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	
	受診医師の意見書(大田労基署調査分)	H18.3.22	374	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	遺族補償一時金、特別支給金、特別一時金請求書及び添付書類並びに調査結果復命書及び資料	H18.3.1	395	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	
	労災給付調査結果復命書	H18.2.23	401	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	
	労災給付不支給決定調査復命書及び関係資料(千葉労基署)	H18.1.4	451	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	
	労災保険不支給決定に係る局医意見書及び調査結果復命書	H17.10.7	540	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情	備考
社会保険庁	障害年金診断書	H18.1.27	429	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	脱退手当金受取記録原票	H18.6.8	297	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	請求者が提供した医療機関に関する情報提供資料等	H18.7.28	216	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	請求者が提供した医療機関に関する情報提供資料等	H18.12.7	115	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	請求者が提供した医療機関に関する情報提供資料等	H18.12.13	109	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
国土交通省	請求人が指定した書類等の利用目的に関する情報の不開示決定	H18.2.20	404	占用料改定に伴う道路法施行令改正業務の業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。	
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H18.2.28	396	占用料改定に伴う道路法施行令改正業務の業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。	
	請求人が指定した情報に関する不開示決定	H18.3.20	376	地震や台風等の災害対応業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。	
	河川事務所にかかる工事等関係全文書のうち請求人に関する文書の不開示決定	H18.12.5	116	類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。	

⑦(今年度に行った決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに要した日数が)60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
法務省	開示請求人に係る人権侵犯事件記録(東京法務局平成7年第3号及び同平成7年第4号)	H18.9.1	H18.12.20	110	答申を受けた後に、当初の開示決定に基づき実施した開示情報に不備があったことが判明したため、開示した保有個人情報の確認をした後、裁決を行ったため。
	開示請求人に係る人権侵犯事件記録(東京法務局平成7年第3号、同平成7年第4号及び同平成7年第5号)	H18.9.1	H18.12.20	110	答申を受けた後に、当初の開示決定に基づき実施した開示情報に不備があったことが判明したため、開示した保有個人情報の確認をした後、裁決を行ったため。
	開示請求人に係る人権侵犯事件記録(東京法務局平成7年第3号、同平成7年第4号及び同平成7年第6号)	H18.9.1	H18.12.20	110	答申を受けた後に、当初の開示決定に基づき実施した開示情報に不備があったことが判明したため、開示した保有個人情報の確認をした後、裁決を行ったため。

機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	離職票補正願	H18.12.14	H19.3.20	96	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく多忙であるため。
社会保険庁	本人に係る大学病院に対しての指導と返還等の指示事項等の一部開示決定に関する件	H18.4.20	H18.7.5	77	国会業務及び所管業務が著しく繁忙であったため。

⑧(調査日現在、審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中の事案のうち、答申を受けてからの経過日数が[※]60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
厚生労働省	申告処理台帳中の請求人宛労働条件通知書	H18.10.19	163	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、答申を踏まえた対応の検討に時間を要しているため。	

【訂正請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑨(調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が)90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	診療録、看護記録	H18.3.17	379	審査請求人の主張する事項について確認に時間を要しているため。	
	17.10.3発生の業務災害療養給付実地調査復命書一式	H18.10.17	165	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	

【訴訟の状況】

⑩ 訴訟の状況

<第1審>

1. 今年度中に提訴された事件

機関名	提訴年月日	裁判所	事件番号	行政庁
法務省	H19.2.8	神戸地方裁判所	19(ワ)第457号	大阪矯正管区長
	H19.2.26	東京地方裁判所	19(行ウ)第113号	東京矯正管区長
厚生労働省	H18.4.6	静岡地方裁判所	18(行ウ)第5号	静岡労働局長

2. 今年度中に言渡された判決

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
社会保険庁	大阪地裁	17(行ウ)170	社会保険庁	H18.9.8	<不開示決定処分取消請求事件> 対象:請求人の厚生年金に関して社会保険庁の保有する全ての個人情報 争点:請求対象となった個人情報の特定の可否等	請求棄却	控訴(18(行コ)99)

3. 今年度中に取り下げられた事件

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	取下げ
厚生労働省	静岡地裁	18(行ウ)5	静岡労働局長	H18.5.25

<控訴審>

4. 今年度中に言渡された判決

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
社会保険庁	大阪高裁	18(行コ)99	社会保険庁	H19.1.31	<不開示決定処分取消請求控訴事件> 対象:請求人の厚生年金に関して社会保険庁の保有する全ての個人情報 争点:請求対象となった個人情報の特定の可否等	控訴棄却	上告(19(行ツ)123)

<第1審>

① 今年度中に提訴された事件

提訴年月日	裁判所	事件番号	行政庁
平成18年9月7日	東京簡易裁判所	平成18年(ハ)第15190号	神奈川社会保険事務局

② 今年度中に取り下げられた事件

裁判所	事件番号	行政庁	取下げ年月日
東京簡易裁判所	平成18年(ハ)第15190号	神奈川社会保険事務局	平成19年3月9日